

改 正 案

現 行

指定通所介護の施設基準

イ 小規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

- (1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数が二百人以内（当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。）の指定通所介護事業所であること。

- (2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第九十三条に定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いていること。

ロ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

- (1) イ(1)に該当しない事業所であること。
- (2) イ(2)に該当すること。

ハ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

- (1) 指定療養通所介護事業所（指定居宅サービス基準第三百五十五条に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）である

ること。

- (2) 指定居宅サービス基準第三百五十五条の四に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

項目に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者のみを対象としていること。

(3) 指定通所介護の単位（指定居宅サービス基準第九十三条第三項に規定する指定通所介護の単位をいう。）との利用者の数が十以下であること。

- (4) 指定居宅サービス基準第九十三条に定める看護職員又は介護職員の員数に加えて、専ら当該指定通所介護を行う看護職員又は介護職員を一名以上置いていること。

- (5) 認知症専用併設型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準の員数に加えて、専ら当該指定通所介護を行ふ看護職員又は介護職員を一名以上置いていること。

- (6) 特別養護老人ホーム等に併設されていること。
- (7) ハ(2)から(6)までに該当するものであること。

二 指定通所介護に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

- 前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人を超える指定通所介護事業所であること。

三 指定通所リハビリテーションに係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

- 前号の規定を準用する。

指定通所介護の施設基準

イ 単独型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

- (1) 特別養護老人ホーム等（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十二条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第十六項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていないこと。

- (2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第九十三条に定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いていること。

ロ 併設型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

- (1) 特別養護老人ホーム等に併設されていること。
- (2) イ(2)に該当すること。

ハ 認知症専用單独型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

- (1) 特別養護老人ホーム等に併設されていないこと。

- (2) 認知症（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第十五

事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

二 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準(第二百一十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数(当該指定短期入所生活介護事業所が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの人所者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員(併設本体施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員(当該特別養護老人ホームのユニット部分として必要とされる数の介護職員又は看護職員を含む。)に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

五 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 単独型短期入所生活介護費(又は併設型短期入所生活介護費)を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準(ユニット(指定居宅サービス基準第百四十条の二に規定するユニット又は特別養護老人ホーム基準第二十二条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない居室(指定居宅サービス基準第五百二十四条第六項第二号又は特別養護老人ホーム基準第十一项第三項第一号に規定する居室をいう。以下ロ及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

ロ 単独型短期入所生活介護費(又は併設型短期入所生活介護費)を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準(ユニットに属さない居室(定員が二人以上のものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(又は併設型ユニット型短期入所生活介護費)を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準(ユニットに属する居室(指定居宅サービス基準第百四十条の四第六项第一号又は特別養護老人ホーム基準第二十五条第二項第二号イに規定する居室をいう。以下ニにおいて同じ。)(ユニットに属しない居室を改修した居室(居室を隔てる壁について、天井との間に・定隙間が生じているものを含む。)を除く。)の利用者に対して行われるものであることを除く。)

四 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 単独型短期入所生活介護費(又は併設型短期入所生活介護費)を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準(ユニット(指定居宅サービス基準第百四十条の二に規定するユニット又は特別養護老人ホーム基準第二十二条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない居室(指定居宅サービス基準第五百二十四条第五項第一号又は特別養護老人ホーム基準第十一项第三項第一号に規定する居室をいう。以下ロ及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

ロ 単独型短期入所生活介護費(又は併設型短期入所生活介護費)を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準(ユニットに属さない居室(定員が二人以上のものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(又は併設型ユニット型短期入所生活介護費)を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準(ユニットに属する居室(指定居宅サービス基準第百四十条の四第五项第一号又は特別養護老人ホーム基準第二十五条第三項第一号イに規定する居室をいう。以下ニにおいて同じ。)(ユニットに属しない居室を改修した居室であつて、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものを除く。)の利用者に対して行われるものであることを除く。)

事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

二 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準(第二百一十二条第一項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数(当該指定短期入所生活介護事業所が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの人所者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員(併設本体施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員(当該特別養護老人ホームのユニット部分として必要とされる数の介護職員又は看護職員を含む。)に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

るものである」と。

二 単独型ユニット型短期人所生活介護費(Ⅰ)又は併設型ユニット型短期人所生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室(ユニットに属さない居室を改修した居室(居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものと含む。)に限る。)の利用者に対して行われるものであること。

六 指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

イ 日中については、(ユニット)とに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

七 従来型個室を利用する者に対する指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

八 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設(介護老人

五 平成十七年十月一日以後従来型個室を利用する者に対する指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

六 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設(介護老人

ものである」と。

二 単独型ユニット型短期人所生活介護費(Ⅰ)又は併設型ユニット型短期人所生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室(ユニットに属さない居室を改修した居室で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

六 指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

イ 日中については、(ユニット)とに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

七 従来型個室を利用する者に対する指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

八 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設(介護老人

保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十二年厚生省令第四十号)以下「介護老人保健施設基準」という。)第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。以下口及び第三十二号において同じ。)である場合にあっては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数(当該施設のユニット部分(介護老人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下口及び第三十二号において同じ。)以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の人所者の数の合計数が三又はその端数を増すことにより以上であること。

(3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号)第四号イ(2)に規定する基準に該当していないこと。

ロ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) イ(1)に該当するものであること。

(2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあっては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の人所者の数の合計数が三又はその端数を増すことにより以上であること。

保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十二年厚生省令第四十号)以下「介護老人保健施設基準」という。)第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。以下口及び第十五号において同じ。)である場合にあっては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分(介護老人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下口及び第十五号において同じ。)以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の人所者の数の合計数が三又はその端数を増すことにより以上であること。

(3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号)第四号イ(2)に規定する基準に該当していないこと。

ロ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) イ(1)に該当するものであること。

(2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあっては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の人所者の数の合計数が三又はその端数を増すことにより以上であること。

(3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号イ(3)に規定する基準に該当していないこと。

ハ 特定介護老人保健施設短期人所療養介護費を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

イ又はロに該当すること。

二 病院療養病床短期人所療養介護費を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床短期人所療養介護費(I)を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する病院である指定短期人所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期人所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下「療養病棟」という。)における看護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所(指定居宅サービス基準第百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所をいう。以下同じ。)である場合にあっては、当該療養病床の看護職員の数及び当該療養病床のユニット部分(指定居宅サービス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下同じ。)である部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増す

(3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号イ(3)に規定する基準に該当していないこと。

ハ 病院療養病床短期人所療養介護費を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床短期人所療養介護費(I)を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する病院である指定短期人所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期人所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下「療養病棟」という。)における看護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所(指定居宅サービス基準第百五十五条规定第百五十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下同じ。)である場合にあっては、当該療養病床の看護職員の数及び当該療養病床のユニット部分(指定居宅サービス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下同じ。)である部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

「」に一以上であること。

(三) 当該療養病棟における介護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことによって算出した看護職員の最少必要数の一割以上は看護師であること。

(四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の一割以上は看護師であること。

(五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(六) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第十六条第一項第二号の一、第三号イ及び第十・号イに規定する基準に該当するものであること。

(七) 当該療養病棟の機能訓練室が医療法施行規則第二十条第十一号に規定する基準に該当するものであること。

(八) 医療法施行規則第二十二条第二項第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(九) 病院療養病床短期人所療養介護費(I)を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(一) (一)、(二)及び(四)から(八)までに該当するものであること。

イ又はロに該当するものであること。

「」に一以上であること。

(三) 当該療養病棟における介護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことによって算出した看護職員の最少必要数の一割以上であること。

(四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の一割以上は看護師であること。

(五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(六) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第十六条第一項第二号の一、第三号イ及び第十・号イに規定する基準に該当するものであること。

(七) 当該療養病棟の機能訓練室が医療法施行規則第二十条第十一号に規定する基準に該当するものであること。

(八) 医療法施行規則第二十二条第二項第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(九) 病院療養病床短期人所療養介護費(I)を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(一) (一)、(二)及び(四)から(八)までに該当するものであること。

(一) 当該療養病棟における介護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短

期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すことに、一以上であること。

(3) 病院療養病床短期人所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(一) (1) (一)、(二)及び(四)から(八)までに該当するものであること。

(二) 当該療養病棟における介護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すことに、一以上であること。

(3) 病院療養病床短期人所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(一) (1) (一)、(二)及び(四)から(八)までに該当するものであること。

(二) 当該療養病棟における介護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに、一以上であること。

ホ ユニット型病院療養病床短期人所療養介護費を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(1) (一) (一)、(四)及び(六)から(八)までに該当するものであること。

(2) 当該療養病棟における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに、一以上であること。

二 ユニット型病院療養病床短期人所療養介護費を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(1) (一) (一)、(四)及び(六)から(八)までに該当するものであること。

(2) 当該療養病棟における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに、一以上であること。

ホ ユニット型病院療養病床短期人所療養介護費を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(1) (一) (一)、(四)及び(六)から(八)までに該当するものであること。

(2) 当該療養病棟における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことに、一以上であること。

(3) 当該療養病棟における介護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに、一以上であること。

(4) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当していないこと。

ヘ 特定病院療養病床短期人所療養介護費を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(1) (1)から(3)まで又はホのいずれかに該当するものであること。

ト 診療所療養病床短期人所療養介護費を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(1) 診療所療養病床短期人所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する診療所である指定短期人所療養介護事業所であること。

ホ 診療所療養病床短期人所療養介護費を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(1) 診療所療養病床短期人所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する診療所である指定短期人所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期人所療養介護を行う療養病床に係る病室（以下「療養病室」という。）における看護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病室における介護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 当該療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の一、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。
当該療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(五) 医療法施行規則第二十一条の四第一項において準用する同令第二十一条第二項第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(2) 診療所療養病床短期人所療養介護費(II)を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(1) (一)、(四)及び(五)に該当するものであること。
ユニット型診療所療養病床短期人所療養介護費を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(1) (一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(2) 当該療養病室における看護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該療養病室における介護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(1) (若しくは(2)又は(3)のいずれかに該当するものであること)。

特定診療所療養病床短期人所療養介護費を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(1) 認知症患型短期人所療養介護費を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(二) 当該指定短期人所療養介護を行う療養病床に係る病室（以下「療養病室」という。）における看護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病室における介護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 当該療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。
当該療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(五) 医療法施行規則第二十一条の四第一項において準用する同令第二十一条第二項第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(2) 診療所療養病床短期人所療養介護費(II)を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(1) (一)、(四)及び(五)に該当するものであること。
ユニット型診療所療養病床短期人所療養介護費を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(1) (一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(2) 当該療養病室における看護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該療養病室における介護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

認知症患型短期人所療養介護費を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(1) 認知症疾患型短期人所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第十四条の二の規定の適用を受ける病院に限る。）である指定短期人所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期人所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟（以下「認知症病棟」という。）における看護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合には、当該認知症病棟における看護職員の数とし、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合には、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) (一)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。

(五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(2) 認知症疾患型短期人所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（(1)-(1)の規定の適用を受けるものを除く。）である指定短期人所療養介護事業所であることを。

(二) 認知症病棟における看護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合には、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における看護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合には、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(1) 認知症疾患型短期人所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（(1)-(1)の規定の適用を受けるものを除く。）である指定短期人所療養介護事業所であることを。

(二) 当該指定短期人所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟（以下「認知症病棟」という。）における看護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合には、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

・ただし、そのうち、当該認知症病棟における入院患者の数を四をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から当該認知症病棟における入院患者の数を五をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた

満たないときは、一とし、その数に、一に満たない端数が生じるときは、これを切り上げるものとする。) を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。)

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

ル ユニット型認知症疾患型短期人所療養介護費を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(1) ユニット型認知症疾患型短期人所療養介護費(I)を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(一)(一) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又は二の端数を増すことに一以上であること。

(二)(一) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又は五の端数を増すことに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護の施設基準

(1) ユニット型認知症疾患型短期人所療養介護費(I)を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(一)(一) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟における看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又は二の端数を増すことに一以上であること。

(二)(一) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟における看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又は三の端数を増すことに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又は三の端数を増すことに一以上であること。

(2) ユニット型認知症疾患型短期人所療養介護費(II)を算定すべき指定短期人所療養介護の施設基準

(一)(一) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟における看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又は三の端数を増すことに一以上であること。

(二)(一) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟における看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又は三の端数を増すことに一以上であること。

数に一に満たない端数が生じるときは、これを切り上げるものとする。
。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又は八の端数を増すごとに一以上であること。

(四) 原生労働大臣が定める利用者等の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号口(3)に規定する基準に該当していないこと。

| ④ 特定認知症疾患型短期人所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ヌ(1)から(5)まで又はル(1)若しくは(2)のいずれかに該当するものであること。

| 九| 指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第第六号の規定を準用する。

ロ 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることがから介護を必要とする認知症の利用者に対して行う指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イ 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められるこ

| 七| 特に問題行動の著しい認知症である老人に対する指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イ 特に問題行動の著しい認知症である老人と他の利用者とを区別して

とから介護を必要とする認知症の利用者と他の利用者とを区別していること。

ロ 他の利用者と区別して日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対する指定短期入所療養介護を行うのに適当な次に掲げる基準に適合する施設及び設備を有していること。

(1) 専ら日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の老人を人所させるための施設であって、原則として、同一の建物又は階において、他の指定短期人所療養介護の利用者に利用させ、又は介護老人保健施設の人所者を人所させるものでないもの

いること。

ロ 他の利用者と区別して特に問題行動の著しい認知症である老人に対する指定短期入所療養介護を行うのに適当な次に掲げる基準に適合する施設及び設備を有していること。

(1) 専ら特に問題行動の著しい認知症である老人を人所させるための施設であつて、原則として、同一の建物又は階において、他の指定短期入所療養介護の利用者に利用させ、又は介護老人保健施設の人所者を人所させるものでないもの

(2) (1)の施設の人所定員は、四十人を標準とすること。

(3) (1)の施設に人所定員の一割以上の数の個室を設けていること。

(4) (1)の施設に療養室以外の生活の場として人所定員一人当たりの面積が一平方メートル以上のデイルームを設けていること。

(5) (1)の施設に日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者の家族に対する介護方法に関する知識及び技術の提供のために必要な施設であつて、二十平方メートル以上の面積を有するものを設けていること。

ハ 指定短期入所療養介護の単位」との利用者の数について、十人を標準とすること。

二| 指定短期入所療養介護の単位」とに固定した介護職員又は看護職員を満たしていること。

三| 指定短期入所療養介護の単位」との利用者の数について、十人を標準とすること。

四| 指定短期入所療養介護の単位」とに固定した介護職員又は看護職員を満たしていること。

所療養病床短期人所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期人所療養介護費(Ⅰ)、診療
床短期人所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床短期人所療養介護費(Ⅱ)、診療
費(Ⅰ)、診療所療養病床短期人所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期人
所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期人所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型
短期人所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期人所療養介護費(Ⅱ)の認知症
疾患型短期人所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期人所療養介護費(Ⅲ)の
認知症疾患型短期人所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期人所療養介護
費(Ⅳ)の認知症疾患型短期人所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期人所療
養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期人所療養介護費(Ⅰ)又は基準適合診療所
短期人所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期人所療養介護に係る別に

床短期入所療養介護費Ⅲの病院療養病床短期人所療養介護費Ⅰ、診療費Ⅰ、診療所療養病床短期人所療養介護費Ⅱの診療所療養病床短期人所療養介護費Ⅰ、認知症疾患型短期人所療養介護費Ⅰの認知症疾患型短期人所療養介護費Ⅰ、認知症疾患型短期人所療養介護費Ⅱの認知症疾患型短期人所療養介護費Ⅰ、認知症疾患型短期人所療養介護費Ⅲの認知症疾患型短期人所療養介護費Ⅰ又は基準適合診療所短期人所療養介護費Ⅰを算定すべき指定短期人所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ニシット（指定居宅サービス基準第百五十五條の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するニシットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養室又は病室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下口において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の利用者に対して丁寧な扱いであることを。

介護老人 保健施設短期人所療養介護費(Ⅲ)、病院療養病床短期人所療
養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期人所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期人所療
養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期人所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病

ユニットに属さない療養室又は病室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

院療養病床短期人所療養介護費(1)、ユニット型診療所療養病床短期人所療養介護費(1)、ユニット型認知症疾患短期人所療養介護費(1)のユニット型認知症疾患短期人所療養介護費(1)又はユニット型認知症疾患短期人所療養介護費(1)のユニット型認知症疾患短期人所療養介護費(1)を算定すべき指定短期人所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。以下同様）（介護老人保健施設基準第四十一条第一項第一号イ(3)イ又は指定介護療養型医療施

(3) (i) 若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i) (指定居宅サービス等の

設基準第三十九条第二項第一号イ(3)i、第四十条第二項第一号イ

(3) i若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)i（指定居宅サービス等の

事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平

成十七年厚生労働省令第 号。以下この号、第十三号、第十七号

及び第二十二条において「指定居宅サービス基準改正省令」という。

）附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により読み替えて適用す

る場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われる

ものであること。

二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅱ、ユニット型病

院療養病床短期入所療養介護費Ⅱ、ユニット型診療所療養病床短期人

所療養介護費Ⅱ、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅱのコ

ーネット型認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅱ又はユニット型認知症疾

患型短期入所療養介護費Ⅱのユニット型認知症疾患型短期入所療養介

護費Ⅱを算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が

定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二

項第二号イ(3)ii又は指定介護療養型医療施設基準第二十九条第二項第

一号イ(3)ii、第四十条第二項第一号イ(3)ii若しくは第四十一条第二項

第一号イ(3)iiを満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第

四十四条第二項第一号イ(3)ii又は指定介護療養型医療施設基準第三十

九条第二項第一号イ(3)ii、第四十条第二項第一号イ(3)ii若しくは第四

十一条第二項第一号イ(3)ii（指定居宅サービス基準改正省令附則第四

条第一項又は第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含

事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第 号。以下この号、第十三号、第十七号及び第二十二条において「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われること。

二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅱ、ユニット型病

院療養病床短期入所療養介護費Ⅱ、ユニット型診療所療養病床短期人

所療養介護費Ⅱ又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅱを

算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二

項第一号イ(3)ii又は指定介護療養型医療施設基準第二十九条第二項第

一号イ(3)ii、第四十条第二項第一号イ(3)ii若しくは第四十一条第二項

第一号イ(3)iiを満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第

四十四条第二項第一号イ(3)ii又は指定介護療養型医療施設基準第三十

九条第二項第一号イ(3)ii、第四十条第二項第一号イ(3)ii若しくは第四

十一条第二項第一号イ(3)ii（指定居宅サービス基準改正省令附則第四

条第一項又は第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含

む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。

十四 従来型個室を利用する者に対する指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の療養室（介護老人保健施設基準第三条第二項に規定する療養室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、八・〇平方メートル以下であること。

ロ 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所の病室（指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第一項又は第五条第二項に規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

ハ 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所の病室（医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

二 認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所の病室（指定居宅サービス基準第百四十三条第四号に規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

十五 特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

イ 常勤の看護師を一名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステー